

令和6年度 日吉台学区自治連合会 臨時総会

日時 令和6年 12月22日(日曜日)午前10時～
場所 日吉台市民センター 大会議室

議案 自治連合会改革に係る日吉台学区自治連合会会則改定案 P. 2

和6年度 日吉台学区自治連合会臨時総会について

日吉台学区自治連合会 会長 野々口 義信

自治連合会が2018年より取り組んでまいりました自治連合会改革に係る自治連合会会則改定案について、下記の通り令和6年度自治連合会臨時総会および事前議案説明会を開催いたします。

会員の皆様におかれましては、この資料とあわせてお配りした総会出欠回答書に、総会へのご出席または書面・委任表決のいずれかをご記入の上回答いただく様お願いいたします。(提出先、提出期限は出欠回答書下部に記載されております)

記

1. 令和6年度 日吉台学区自治連合会臨時総会

- 開催日時： 12月22日(日) 10時～
- 開催場所： 日吉台市民センター 大会議室
- 総会出席回答書の提出をお願いします。出席される場合は総会出席回答書に必ず出席者氏名をお書きください。

2. 自治連改革議案説明会

- 開催日時： 12月1日(日) 10時～
- 開催場所： 日吉台市民センター 大会議室
- 出席は任意で事前申し込みは不要です。出席の際、この資料を持参ください。

以上

議案 自治連合会改革に係る日吉台学区自治連合会会則改定案

はじめに

日吉台学区自治連合会は1985年に発足し本年度で40年目を迎えました。この間、様々な環境変化がありましたが、特に近年は自治会加入率の漸減や会員の高齢化が進み、担い手確保が極めて困難になっています。

一方で、①災害時対応や施策要望などの学区としての行政とのやりとり、②学区内各種団体への資金配分など、自治連合会が行うことで結果的に各種団体や各自治会の負担が軽減されている業務、③防犯カメラ維持管理、運動会、日吉台まつりなどの学区全体に関わる事業等、自治連合会の必要性も否定できない状況下で、可能な範囲で組織・運営の軽量化を図る、自治連合会改革が大きな課題となっていました。

この課題に対して、自治連合会は2018年に各自治会代表に公募委員を加えた17名からなる特別委員会「自治連合会のあり方を改革する委員会」を立ち上げ、約2年間の議論を経て2020年1月には最終答申を受けました。その後コロナ禍などにより議論が停滞していましたが、状況が深刻化する中で速やかな改善が期待されることから、本年6月に各自治会代表8名からなる「自治連合会改革特別委員会」を立ち上げ、前述の答申をベースに集中的な議論を行い、今回、自治連合会改革に関する自治連合会会則改定部分について、会員の皆様のご判断を仰ぐことといたしました。

今回の会則改定案の骨子は①執行部の設立、②会長任期上限の5年への変更、③定例協議会の名称と内容の変更の3点です。以下、それぞれの項目について改定の主旨と会則変更部分を記載します。

1. 執行部の設置

改定案では新たに会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計の計5名からなる執行部を設立し、以下の改善を目指します。

- ① 会長に極端に集中する業務の分散を図ると共に、集団で運営することにより施策の偏りを防止します。
- ② 執行部は少人数であり、継続就任により単年度での役員交代を減らせる可能性が高まります。
- ③ 現在16名の各自治会代表により月次で開催している役員会を、各自治会での議論・同意が必要な場合にのみ開催に限定し、役員負担の軽減が期待できます。

条項	現行	改定案																														
(役員の種別)																																
第9条	本会に、次の役員を置く。	本会に、次の役員を置く。																														
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">会長</td><td style="width: 10%;">1名</td></tr> <tr><td>副会長</td><td>3名</td></tr> <tr><td>事務局長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>会計</td><td>1名</td></tr> <tr><td>理事</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>監事</td><td>2名</td></tr> </table>	会長	1名	副会長	3名	事務局長	1名	会計	1名	理事	若干名	監事	2名	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">会長</td><td style="width: 10%;">1名</td></tr> <tr><td>副会長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>事務局長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>会計</td><td>1名</td></tr> <tr><td>環境衛生担当</td><td>1名</td></tr> <tr><td>行事担当</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>理事</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>監事</td><td>2名</td></tr> </table>	会長	1名	副会長	1名	事務局長	1名	事務局次長	1名	会計	1名	環境衛生担当	1名	行事担当	若干名	理事	若干名	監事	2名
会長	1名																															
副会長	3名																															
事務局長	1名																															
会計	1名																															
理事	若干名																															
監事	2名																															
会長	1名																															
副会長	1名																															
事務局長	1名																															
事務局次長	1名																															
会計	1名																															
環境衛生担当	1名																															
行事担当	若干名																															
理事	若干名																															
監事	2名																															

2		会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計からなる執行部を置き、必要に応じて他の役員を含め、役員会の議決を要しない本会の日常的な業務運営を行う。
(役員の仕事)		
第11条	会長は、本会を代表し会務を総括する。	会長は、本会を代表し会務を総括する。
2	副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。	副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3	事務局長は、本会の会議議事録を作成するほか、本会の議事録の作成、広報その他一般の事務を処理する。	事務局長は、事務局を統括し次に挙げる業務を行う。事務局次長は事務局長を補佐する。 (1) 本会の議事録の作成、広報その他一般の事務を処理すること。 (2) 必要に応じて事務局員を置き、業務の指示を行う。事務局員の選任については役員会で議決する。
4	会計は、本会の会計事務を処理する。	会計は、本会の会計事務を処理する。
5		環境衛生担当は地域の環境衛生に関する業務を行う。
6		行事担当は本会主催行事に関する業務を行う。
		以下現行と同じで項番のみ変更
(役員会の招集)		
第27条	役員会は、定例会と臨時会の2種とする。 2 定例役員会は、月1回開催することを通例とし、役員会が別に定める。 3 臨時役員会は、次の場合に会長が招集する。	役員会は次の場合に会長が招集する。
		以下現行と同じで項番のみ変更

2. 会長任期継続5年への延長

現在会長任期は継続して3年となっています。しかしながら特に会長の人選は困難であり、これを5年に延長してこの人選の負担を軽減します。また、過去には3年後一定期間を置いて再び3年従事していただいている例もあり、3年規定のマイナス面の影響も低減できます。

条項	現行	改定案
(役員の仕事)		
第12条	役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げないが会長の任期は継続して3年を超えることはできない。	役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げないが会長の任期は継続して5年を超えることはできない。

3. 定例協議会の名称と内容の変更

定例協議会は学区内各種団体責任者や自治連合会役員によって構成される会議体で、現行会則では月一回の開催が規定されています。ところが、過去数年この会議は全く開催実績がなく有名無実化しています。他方、各種団体と自治連合会の間での対話機会は必要であり、協議事項も多岐に渡る可能性があることから、名称を連絡協議会と改め、協議内容などの制限を緩和するものです。

条項	現行	改定案
第32条	(定例協議会) 本会の日常運営事項等について協議調整を行うため、役員、部会長、特別委員会の委員長、関係団体及び関係機関の役員又は責任者等により、定例協議会を開催する。	(連絡協議会) 地域コミュニティに関わる幅広い事項について協議調整を行うため、自治連合会役員、部会長、特別委員会の委員長、各種団体及び関係機関の役員又は責任者等により、連絡協議会を開催する。
2	定例協議会は、月1回開催するのを通例とし、会長が召集する。	連絡協議会は、必要に応じて会長が召集する。
3	会員は、定例協議会及び役員会に傍聴人として出席することができるが発言権はない。	会員は、連絡協議会及び役員会に傍聴人として出席することができるが発言権はない。

総会票決数 (集会出席者は受付で記入してもらってください)